

○上越市営住宅条例

平成9年6月25日

条例第42号

改正 平成10年6月23日条例第41号

平成11年3月24日条例第25号

平成11年12月16日条例第50号

平成12年3月24日条例第25号

平成12年12月20日条例第59号

平成13年3月28日条例第34号

平成13年9月28日条例第51号

平成13年12月28日条例第58号

平成14年6月19日条例第41号

平成15年3月27日条例第20号

平成16年3月29日条例第13号

平成16年12月21日条例第153号

平成17年3月29日条例第32号

平成17年12月22日条例第129号

平成18年3月31日条例第22号

平成18年6月23日条例第54号

平成18年12月22日条例第68号

平成19年10月5日条例第133号

平成19年12月13日条例第150号

平成20年3月28日条例第28号

平成20年12月18日条例第61号

平成22年3月26日条例第25号

平成24年3月26日条例第3号

平成24年12月19日条例第45号

平成25年6月20日条例第38号

平成25年12月20日条例第59号

平成26年9月30日条例第57号

平成27年3月27日条例第91号

平成28年 3月23日 条例第30号

平成28年 9月27日 条例第64号

上越市営住宅条例（昭和46年上越市条例第104号）の全部を改正する。

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条）

#### 第1章の2 市営住宅等の整備基準（第3条の2—第3条の5）

### 第2章 市営住宅の管理（第4条—第40条）

### 第3章 改良住宅の管理（第41条—第44条）

#### 第3章の2 特定公共賃貸住宅の管理（第44条の2—第44条の7）

#### 第3章の3 市営賃貸住宅の管理（第44条の7の2—第44条の7の8）

#### 第3章の4 駐車場の管理（第44条の8—第44条の15）

### 第4章 補則（第45条—第49条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定住宅法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び市営賃貸住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （設置）

第2条 市民の居住の安定と福祉の増進を図るため、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び市営賃貸住宅を設置する。

2 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び市営賃貸住宅の名称、所在地、戸数等は、それぞれ市営住宅にあつては別表第1、改良住宅にあつては別表第2、特定公共賃貸住宅にあつては別表第3及び別表第3の2並びに市営賃貸住宅にあつては別表第4のとおりとする。

#### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 市が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸

するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。

- (2) 改良住宅 市が建設した住宅及びその附帯施設で、改良法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (3) 特定公共賃貸住宅 市が特定住宅法第18条の規定に基づき建設及び管理を行う賃貸住宅をいう。
- (4) 市営賃貸住宅 市が設置する住宅で、法、改良法及び特定住宅法に基づく住宅以外のものをいう。
- (5) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。
- (8) 市営住宅建替事業 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行するものをいう。
- (9) 住宅地区改良事業 改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業をいう。
- (10) 改良地区 改良法第2条第3項に規定する改良地区をいう。

## 第1章の2 市営住宅等の整備基準

（健全な地域社会の形成）

第3条の2 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、市営賃貸住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）

第3条の4 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

（市営住宅等の整備基準の規則への委任）

第3条の5 前3条に定めるもののほか、市営住宅等の整備基準は、規則で定める。

## 第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者を公募しようとするときは、次に掲げる方法のうち2以上のものによって行わなければならない。

- (1) 広報への掲載
- (2) 新聞への掲載
- (3) ラジオ放送又はテレビジョン放送
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 文書による回覧

2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示しなければならない。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わずに市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者とする。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(2) 現に住宅に困窮していること。

(3) 公租公課を滞納していないこと。

(4) その者又はその者と同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、入居者を公募しようとする市営住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、入居者の資格に制限を加えることができる。

(入居者の資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止（以下「用途廃止」という。）により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第1号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者については、当該災害発生の日から3年間は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備することを要しない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。この場合において、入居の申込みは、1世帯1戸限りとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、当該申込者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅（単身者の入居を認める場合にあっては、居室数が2室以下とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める規模とすることができる。）に入居することができるよう配慮し、政令第7条各号に掲げる者のうち住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定するものとする。この場合において、住宅困窮順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を優先的に選考して入居させることができる。

(1) 海外からの引揚者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

(3) 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項の規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者

(4) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者で現に20歳未満の子を扶養しているもの

(5) 60歳以上の者（同居者（配偶者、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）

(6) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

- ア 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する程度の障害又は別表第1号表ノ3に規定する第一款症の程度の障害があるもの
  - イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - ウ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する程度の障害がある者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度の障害を有する者
  - オ エに規定する精神障害の程度と同程度の障害を有する知的障害者
  - カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (7) 18歳未満の同居者が3人以上ある者
  - (8) 公共的な事業の施行に伴い立ち退きの要求を受けた者で市長が適当と認めるもの
  - (9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等
  - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
    - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
    - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
  - (11) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの
  - (12) 市長が別に定める低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

(市営住宅入居者選考委員会)

第11条 市長の諮問に応じ入居者の選考について審議するため、上越市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(入居の手続)

第12条 入居決定者は、決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が別に定める要件を備える保証人2人の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 第21条第1項の規定により敷金を徴収される場合は、敷金を納付すること。

2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をすることができないときは、市長の承認を得て、市長が別に指示する期間内に同項各号に掲げる手続をすることができる。

3 市長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、速やかに入居可能日を当該入居決定者に通知しなければならない。

4 入居決定者は、前項の入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入居決定の取消し)

第13条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 入居の申込みに当たって虚偽の申込みをしたことが判明したとき。

(2) 前条第1項又は第2項に規定する期間内に同条第1項各号に掲げる手続をしないとき。

(3) 正当な理由なく前条第3項の入居可能日から7日以内に入居しないとき。

(同居の承認)

第14条 入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営



住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

（入居の承継の承認）

第15条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者で引き続き居住を希望するものは、省令第11条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者（その者と同居しようとする親族を含む。）が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

（家賃の額）

第16条 入居者の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合は、当該更正後の収入。第26条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（毎年度、政令第3条に規定する方法により算出された額をいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条第1項の規定による入居者からの収入の申告がない場合で第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該入居者に係る家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

（収入の申告等）

第17条 入居者は、毎年7月末日までに、省令第8条に規定する方法により、前年の収入を申告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の認定について市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（家賃の納付）

第18条 市長は、入居者から第12条第3項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明

渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項に規定する検査を受けないで立ち退いたときは市長の認定する日、第40条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの間、第16条第1項の規定による家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までにその月分の家賃を納付しなければならない。

3 市長は、入居者が新たに入居した場合又は明け渡す場合でその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃を日割計算により徴収する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第19条 市長は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者の病気又は障害により生計に重大な影響があるとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

(督促及び延滞金の徴収)

第20条 市長は、入居者が第18条第2項に規定する納期限までに家賃を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、第18条第2項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

(敷金)

第21条 市長は、入居者から入居の際に決定された家賃の3月分に相当する金額の範囲内で敷金を徴収することができる。

2 市長は、入居者又は同居者が第19条各号のいずれかに該当するときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金

があるときは、これらを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第22条 市長は、敷金を預金その他の安全かつ確実な方法で運用しなければならない。

2 敷金の運用により生じた利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕等の費用負担)

第23条 市営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに省令第9条に規定する附帯施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。

2 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 前項に規定する修繕を除く市営住宅の修繕に要する費用

(2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(附帯施設の使用料を含む。)

(3) 建具の修繕(障子及びふすまの張り替え並びにガラスのはめ替えを含む。)、畳の表替え(裏返しを含む。)及びその他の造作の修繕に要する費用

(4) 汚物及びごみの処理並びに除雪に要する費用

(5) 共同施設の使用に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか市長の指定する費用

3 入居者は、第1項の規定にかかわらず、入居者の責めに帰すべき事由により同項に規定する修繕の必要が生じたときは、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕に関する費用負担については、市長が別に定める。

(入居者の保管義務)

第24条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、前条第1項に規定する修繕が必要となったときは、その原因にかかわらず、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又は市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第25条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼし、風俗秩序を乱し、又は市営住宅を損傷し、若しくは汚損すること。
- (2) 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (3) 市営住宅を住宅以外の用途に使用すること。
- (4) 市営住宅を模様替えし、又は増築すること。
- (5) 市長に届け出ないで市営住宅を引き続き15日以上使用しないこと。

2 入居者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得たときは、同項第3号及び第4号に掲げる行為をすることができる。

3 市長は、原状回復又は撤去が容易な場合で市営住宅の明渡し時に入居者の費用で原状回復し、又は撤去することを条件として付すときに限り、第1項第4号に掲げる行為の承認をすることができる。

(収入超過者等の認定等)

第26条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第17条第2項の規定により認定した当該入居者の収入が第6条第1項第1号に定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第17条第2項の規定により認定した当該入居者の収入が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 入居者は、前2項の規定による認定について市長の定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡しの努力義務)

第27条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者（以下「収入超過者」という。）は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者の家賃)

第28条 収入超過者の当該認定に係る期間（当該収入超過者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）の毎月の家賃は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃の額以下で政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 第18条から第20条までの規定は、前項に規定する家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第29条 市長は、第26条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合でその者から申出があったときは、明渡しを延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 退職等の理由により、近い将来において入居者又は同居者の収入が著しく減少することが予想される時。

(4) その他特別の事情があるとき。

(高額所得者の家賃等)

第30条 高額所得者の当該認定に係る期間（当該高額所得者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）の毎月の家賃は、第16条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第18条及び第20条の規定は第1項に規定する家賃について、第19条の規定は同項に規定する家賃及び前項に規定する金銭について、それぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第31条 市長は、収入超過者又は高額所得者から申出があった場合その他必要があると認めるときは、それらの者に対し他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者又は高額所得者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望するときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第32条 第7条第1項に規定する入居者が他の市営住宅に入居した場合については、その者の市営住宅の借上げに係る契約の終了又は用途廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間を明渡し後に入居した他の市営住宅に入居している期間に通算して第26条から前条までの規定を適用する。

2 第35条の規定による申出をした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合については、その者の当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間を新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算して第26条から前条までの規定を適用する。

(収入状況の報告の請求等)

第33条 市長は、第16条第1項、第28条第1項若しくは第30条第1項に規定する家賃の決定、第19条（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあっせん等又は第35条に規定する新たに整備される市営住宅への入居に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行使させることができる。

3 市長及び前項の当該職員は、第1項に規定する権限の行使により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(建替事業による明渡しの請求等)

第34条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する市営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第37条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 第30条第2項の規定は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来して

も市営住宅を明け渡さない場合について準用する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第35条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者は、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅への入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による他の市営住宅への入居に係る家賃の特例)

第37条 市長は、用途廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃の端数計算)

第38条 市営住宅の家賃又は近傍同種の住宅の家賃の額を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前2条の規定により家賃を減額する場合において、その減額の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

(住宅の検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て第45条第1項に規定する住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 第25条第2項の規定により市長の承認を得て市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、前項の検査のときまでに、原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡しの請求等)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して市営住宅の明渡

しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が第14条、第15条、第24条及び第25条の規定に違反したとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

5 市長は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該市営住宅の入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

### 第3章 改良住宅の管理

#### （入居者の資格）

第41条 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行



令」という。)第8条に規定するところにより、市長が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に該当する者又はその者と同居しようとする者が暴力団員である場合は、入居することができない。

(家賃の額)

第42条 改良住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(準用)

第43条 改良住宅の管理については、次項に定めるもののほか、改良住宅を市営住宅とみなして、第8条第1項及び第2項、第12条から第15条まで、第17条から第24条まで、第25条(第1項第5号を除く。)、第26条第1項及び第3項、第27条、第31条、第33条並びに第37条から第40条までの規定を準用する。

2 改良住宅の家賃の変更等及び割増賃料については、旧上越市営住宅条例(昭和46年上越市条例第104号。以下「旧条例」という。)第14条及び第29条の規定の例による。

(入居の特例)

第44条 市長は、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなったときは、第6条第1項各号(第1号を除く。)の条件を具備し、かつ、収入が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を超えない者を改良住宅に入居させることができる。

(1) 第6条第1項第1号アに規定する場合 139,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 114,000円

2 前項の規定により入居する者に係る改良住宅の管理については、前2条に定めるもののほか、市営住宅の例による。

### 第3章の2 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第44条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で公租公課を滞納していないものとする。

(1) 所得が新潟県知事の定める基準に該当する者で自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

(2) 所得が市長の定める基準に該当する者で災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情

により市長が特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に該当する者又はその者と同居しようとする者が暴力団員である場合は、入居することができない。

(公募の例外)

第44条の3 市長は、前条第1項第2号に掲げる者を公募を行わずに特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

(入居者の選定)

第44条の4 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要があると認める者を優先的に選定して入居させることができる。

(家賃の額)

第44条の5 特定公共賃貸住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第3及び別表第3の2に定めるとおりとする。

(住宅の明渡しの請求等)

第44条の6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が次条において準用する第14条、第15条、第23条第2項及び第3項、第24条並びに第25条の規定に違反したとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- 2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項の請求を行ったときは、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

(準用)

第44条の7 特定公共賃貸住宅の管理については、特定公共賃貸住宅を市営住宅とみなして、第4条、第8条第1項及び第2項、第10条、第12条から第15条まで、第17条から第

22条まで、第23条（第4項を除く。）、第24条、第25条並びに第39条の規定を準用する。

### 第3章の3 市営賃貸住宅の管理

#### （入居者の資格）

第44条の7の2 市営賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で公租公課を滞納していないものとする。

- (1) 現に住宅に困窮していること。
- (2) その者の属する世帯の所得の月額が60万1,000円以下であること。
- (3) その者又はその者と同居しようとする者が暴力団員でないこと。
- (4) 規則で定める市営賃貸住宅にあつては、規則で定める条件に該当すること。

#### 第44条の7の3 削除

#### （公募の例外）

第44条の7の4 市長は、災害による住宅の滅失その他市長が特に必要と認める事由がある者を公募を行わずに市営賃貸住宅に入居させることができる。

#### （入居者の選定）

第44条の7の5 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者を決定するものとする。

#### （家賃の額）

第44条の7の6 市営賃貸住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第4に定めるとおりとする。

#### （住宅の明渡しの請求等）

第44条の7の7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して市営賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が次条において準用する第14条、第15条、第23条第2項及び第3項、第24条並びに第25条の規定に違反したとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該市営賃貸住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の請求を行ったときは、請求の日の翌日から当該市営賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求

を受けた者から徴収することができる。

(準用)

第44条の7の8 市営賃貸住宅の管理については、市営賃貸住宅を市営住宅とみなして、第4条、第8条第1項及び第2項、第12条から第15条まで、第18条から第22条まで、第23条(第4項を除く。)、第24条、第25条並びに第39条の規定を準用する。

#### 第3章の4 駐車場の管理

(使用者の資格)

第44条の8 共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者とする。

- (1) 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は市営賃貸住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 自ら使用するための駐車場を必要としていること。

(使用の申込み及び決定)

第44条の9 前条に規定する使用資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、駐車場の使用者として決定したときは、その旨及び駐車場を使用することができる日(以下「使用可能日」という。)を当該使用者として決定した者(以下「駐車場使用者」という。)に通知するものとする。

(使用者の選考)

第44条の10 市長は、使用の申込みをした者(以下「申込者」という。)の数が使用させるべき駐車場の区画の数を超えるときは、規則で定めるところにより、公正な方法で選考を行い、駐車場の使用者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該申込者について優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者を駐車場の使用者として決定しないことができる。

- (1) 申込者(同居者が駐車場の使用の申込みをした場合にあつては、当該同居者と同居する入居者。次号、第4号及び第5号において同じ。)が不正の行為によって入居したとき。

- (2) 申込者が家賃を3月以上滞納しているとき。

- (3) 申込者が市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、市営賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 申込者が正当な理由によらないで引き続き15日以上市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は市営賃貸住宅を使用していないとき。
- (5) 申込者が第14条、第24条及び第25条第1項第2号から第5号までの規定（第43条、第44条の7又は第44条の7の8において準用する場合を含む。）に違反したとき。
- (6) 申込者が第25条第1項第1号の規定（第43条、第44条の7又は第44条の7の8において準用する場合を含む。）に違反し、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。
- (7) 申込者又は同居者が暴力団員であるとき。

4 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前条第2項に規定する決定に条件を付することができる。

（使用の手続）

第44条の11 駐車場使用者は、使用可能日までに市長が別に定める要件を備える保証人の連署する請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場使用者は、やむを得ない事情により使用可能日までに請書を提出することができないときは、市長の承認を得て、市長が別に指示する日までに請書を提出しなければならない。

（使用料）

第44条の12 駐車場使用者の毎月の使用料は、別表第5に定める額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料の減免をすることができる。

（使用料の納付）

第44条の13 市長は、駐車場使用者から、使用可能日から当該駐車場使用者が駐車場を明け渡した日（次条第1項の規定による明け渡しの請求があったときは明け渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第44条の15において準用する第39条第1項に規定する検査を受けずに立ち退いたときは市長の認定する日）までの間、前条第1項に規定する使用料を徴収する。

2 駐車場使用者は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までにその月分の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、駐車場使用者が新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を明け渡す場合でその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料を日割計算により徴収する。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料の徴収の猶予をすることができる。

(使用決定の取消し等)

第44条の14 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の決定を取り消し、駐車場使用者に対し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。

(1) 駐車場使用者が不正の行為によって使用の決定を受けたとき。

(2) 駐車場使用者が第44条の8各号に掲げる条件を具備する者でなくなったとき。

(3) 駐車場使用者が第44条の11の規定に違反したとき。

(4) 駐車場使用者が使用料を3月以上滞納したとき。

(5) 駐車場使用者が正当な理由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。

(6) 駐車場使用者が次条において準用する第25条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項(同条第1項第3号に掲げる行為に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

(7) 駐車場使用者について第44条の10第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(8) 第44条の10第4項の規定により使用の決定に付した条件に駐車場使用者が違反したとき。

(9) その他市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の請求を受けた駐車場使用者は、同項の期限までに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、同項の期限として定めた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

4 市長は、第1項第9号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該駐車場使用者にその旨を通知しなければならない。

(準用)

第44条の15 駐車場の管理については、駐車場を市営住宅とみなして、第15条、第20条、第25条第1項第2号から第5号まで、同条第2項(同条第1項第3号に掲げる行為に係る部分に限る。)及び第39条第1項の規定を準用する。

#### 第4章 補則

(住宅監理員及び住宅管理人)

第45条 市営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅等の環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導をするため住宅監理員を置く。

- 2 住宅監理員は、市長が職員のうちから任命する。
- 3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(新潟県警察への意見聴取)

第46条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、第6条第1項第4号、第14条第2項、第15条第2項、第40条第1項第5号、第41条第2項、第44条の2第2項、第44条の6第1項第5号、第44条の7の2第3号、第44条の7の7第1項第5号又は第44条の10第3項第7号に規定する事実の有無について、新潟県警察に意見を聴くことができる。

(立入検査)

第47条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により検査を行う者は、現に使用している市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は市営賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は市営賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 入居者は、第1項の検査を正当な理由なくして拒むことができない。
- 4 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第48条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中「

同	同	16	平成8年度	同 同 1棟
---	---	----	-------	--------

」の部分は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、第6条、第7条第1項、第16条、第25条、第26条、第28条、第30条、第32条、第36条から第38条まで及び第40条の規定は適用せず、旧条例第5条、第12条、第14条、第21条から第27条まで、第29条及び第36条並びに附則第3項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、第5条の規定は適用せず、旧条例第4条第8号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 4 第16条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においてもこの条例の規定の例によりすることができる。
- 5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第16条第1項本文又は第19条の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては第16条第1項本文又は第19条の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る第28条又は第30条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定



による家賃の額に旧条例第29条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては第28条又は第30条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第29条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第29条の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

6 平成10年4月1日において、附則第2項の市営住宅に市長の承認を得て同居し、又は居住している者は、第14条又は第15条の市長の同居又は居住の承認を得た者とみなす。

7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

8 当分の間、市営住宅に係る第6条第1項の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。

(延滞金の割合の特例)

9 当分の間、第20条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（平成10年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第25号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市督促手数料及び延滞金徴収条例、上越市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び上越市営住宅条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成12年4月分として徴収する家賃から適用する。

附 則（平成12年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第36号で平成13年7月30日から施行。ただし、別表第3の次に1表を加える改正規定（南本町住宅の項の部分に限る。）は、平成13年8月1日から施行）

（適用区分）

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日の属する月の翌月分として徴収する駐車場の使用料から適用する。

附 則（平成13年条例第51号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第58号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条、第7条、第26条及び第44条並びに附則第8項の改正規定 公布の日
- (2) その他の改正規定 平成14年4月1日

附 則（平成14年条例第41号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 平成14年7月1日  
附 則（平成15年条例第20号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 規則で定める日  
（平成15年規則第41号で平成15年8月1日から施行）  
附 則（平成16年条例第13号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

- （平成16年規則第32号で第1条の規定は平成16年9月1日から施行）  
附 則（平成16年条例第153号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。  
（市町村合併に伴う特例）
- 2 この条例の施行の際現に安塚町町営住宅条例（平成9年安塚町条例第43号）、浦川原村営住宅条例（平成9年浦川原村条例第38号）、大島村村営住宅管理条例（平成9年大島村条例第40号）、牧村営住宅条例（平成9年牧村条例第32号）、柿崎町町営住宅管理条例（平成9年柿崎町条例第32号）、吉川町町営住宅条例（平成9年吉川町条例第44号）、三和村営住宅条例（平成9年三和村条例第28号）及び名立町町営住宅条例（平成9年名立町条例第42号）の規定により市営住宅に入居している者は改正後の上越市営住宅条例（以下「新条例」という。）の規定により市営住宅に入居している者と、安塚町特定公共賃貸住宅条例（平成11年安塚町条例第11号）、浦川原村特定公共賃貸住宅管理条例（平成11年浦川原村条例第19号）、大島村特定公共賃貸住宅管理条例（平成11年大島村条例第9号）、牧村特定公共賃貸住宅条例（平成12年牧村条例第32号）、頸城村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成15年頸城村条例第20号）、吉川町若者定住特定公共賃貸住宅管理条例（平成14年吉川町条例第1号）及び清里村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成15年清里村条例第25号）の規定により特定公共賃貸住宅に入居している者は新条例の規定により特定公共賃貸住宅に入居している者と、安塚町住宅条例（平成15年安塚町条例第32号）、住宅の設置及び管理に関する条例（平成3年牧村条例第21号）、柿崎町町営従業員住宅の設置及び管理に関する条例（平成10年柿崎

町条例第34号)、中郷村若者定住促進住宅条例(平成9年中郷村条例第23号)及び名立町賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年名立町条例第12号)の規定により市営賃貸住宅に入居している者は新条例の規定により市営賃貸住宅に入居している者とそれぞれみなす。

附 則(平成17年条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第36号で平成17年6月1日から施行)

附 則(平成17年条例第129号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第22号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条及び第9条の改正規定 平成18年4月1日

(2) 別表第1の改正規定 規則で定める日

(平成18年規則第50号で平成18年6月23日から施行)

附 則(平成18年条例第54号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第57号で平成18年8月10日から施行)

附 則(平成18年条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第5の改正規定 平成19年1月1日

(2) 第2条、第44条の5及び別表第3の改正規定並びに同表の次に1表を加える改正規定並びに次項の規定 平成19年2月1日

(3) 別表第1の改正規定 平成19年3月1日

(適用区分)

2 改正後の別表第3の2の規定は、平成19年2月分として徴収する家賃から適用する。

附 則(平成19年条例第133号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4の改正規定 公布の日

(2) その他の改正規定及び次項の規定 平成20年4月1日

(適用区分)

- 2 改正後の別表第3及び別表第5の規定は、平成20年4月分として徴収する家賃及び駐車場の使用料から適用する。

附 則（平成19年条例第150号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市営住宅条例（以下「新条例」という。）第40条第1項第5号、第44条の6第1項第5号、第44条の7の7第1項第5号又は第44条の14第1項第7号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第8条第2項の規定により入居者として決定された者、新条例第14条の規定により同居の承認を得た者、新条例第15条の規定により入居の承継の承認を得た者又は新条例第44条の9第2項の規定により駐車場使用者として決定された者（新条例第43条、第44条の7、第44条の7の8又は第44条の15においてこれらの規定を準用することにより決定され、又は承認を得た者を含む。）について適用する。
- 3 施行日前に改正前の上越市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定により入居者として決定された者、旧条例第14条の規定により同居の承認を得た者、旧条例第15条の規定により入居の承継の承認を得た者又は旧条例第44条の9第2項の規定により駐車場使用者として決定された者（旧条例第43条、第44条の7、第44条の7の8又は第44条の15においてこれらの規定を準用することにより決定され、又は承認を得た者を含む。以下「既入居者」という。）が新条例第40条第1項第5号、第44条の6第1項第5号、第44条の7の7第1項第5号又は第44条の14第1項第7号の規定に該当する場合（次項に定める場合を除く。）は、市長は、当該既入居者に対し、明渡しを勧告するものとする。
- 4 既入居者（暴力団員である者を除く。）が暴力団員と同居しており、新条例第40条第1項第5号、第44条の6第1項第5号、第44条の7の7第1項第5号又は第44条の14第1項第7号の規定に該当する場合は、市長は、当該既入居者に対し、当該暴力団員を退去させる措置を採ることを勧告するものとする。
- 5 市長は、前2項の規定により勧告をした既入居者が当該勧告に従わないときは、期限を

定めて明渡しを請求することができる。

- 6 前3項の規定にかかわらず、既入居者が新条例第40条第1項第5号、第44条の6第1項第5号、第44条の7の7第1項第5号又は第44条の14第1項第7号の規定に該当し、他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると市長が認める場合は、市長は、当該既入居者に対し、期限を定めて明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡し請求については、市営住宅及び改良住宅にあつては新条例第40条第2項及び第4項の規定を、特定公共賃貸住宅にあつては新条例第44条の6第2項及び第3項の規定を、市営賃貸住宅にあつては新条例第44条の7の7第2項及び第3項の規定を、駐車場にあつては新条例第44条の14第2項及び第3項の規定をそれぞれ準用する。

附 則（平成20年条例第61号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第25号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の改正規定 平成22年4月1日
- (2) その他の改正規定 樋場新町土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

附 則（平成24年条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する市営住宅等で、改正後の第3条の2から第3条の4までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び市営住宅等に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る部分については、この限りでない。
- 3 改正後の第20条及び別表第2の規定は、平成25年4月分として徴収する家賃から適用する。

附 則（平成25年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市督促手数料及び延滞金徴収条例、第2条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例、第3条の規定による改正後の上越市営住宅条例及び第4条の規定による改正後の上越市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第59号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年条例第57号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第91号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市営住宅条例の規定は、平成28年10月以後の月分の家賃について適用し、同年9月分までの家賃については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）市営住宅

名称	所在地	戸数	建設年度	構造等
六ノ辻住宅	仲町六丁目	8	昭和29年度	特殊耐火2階建て 1棟4戸建て 2棟
南新町住宅	南新町	30	昭和51年度	中層耐火5階建て 1棟30戸建て 1棟

同	同	30	昭和52年度	同	同	1棟
同	同	30	昭和53年度	同	同	1棟
同	同	30	昭和54年度	同	同	1棟
夷浜住宅	大字夷浜	20	昭和40年度	簡易耐火平屋建て	1棟4戸建て	5棟
同	同	20	昭和41年度	同	同	5棟
同	同	20	昭和42年度	同	同	5棟
同	同	20	昭和43年度	同	同	5棟
中通住宅	中通町	12	昭和63年度	中層耐火3階建て	1棟12戸建て	1棟
同	同	16	平成3年度	中層耐火4階建て	1棟16戸建て	1棟
同	同	16	平成8年度	同	同	1棟
同	同	24	平成10年度	同	1棟12戸建て	2棟
子安住宅	子安	24	平成15年度	中層耐火4階建て	1棟24戸建て	1棟
同	同	18	平成16年度	中層耐火3階建て	1棟18戸建て	1棟
安江住宅	安江三丁目	12	平成元年度	中層耐火3階建て	1棟12戸建て	1棟
同	同	24	平成2年度	中層耐火4階建て	1棟24戸建て	1棟
同	同	24	平成5年度	同	同	1棟
東雲町住宅	東雲町一丁目	24	昭和54年度	同	同	1棟
南本町住宅	南本町三丁目	16	昭和57年度	同	1棟16戸建て	1棟
同	同	24	昭和58年度	同	1棟24戸建て	1棟
同	同	16	昭和61年度	同	1棟16戸建て	1棟
津止住宅	安塚区安塚	18	平成4年度	鉄筋コンクリート造3階建て	1棟18戸建て	1棟
山印内住宅	浦川原区山印内	10	昭和53年度	簡易耐火3階建て	1棟10戸建て	1棟
顕聖寺住宅	浦川原区顕聖寺	10	昭和54年度	同	同	1棟
同	同	6	昭和61年度	木造3階建て	1棟6戸建て	1棟



同	同	4	同	同	1棟4戸建て	1棟
虫川住宅	浦川原区 虫川	4	昭和62年度	同	同	1棟
同	同	6	同	同	1棟6戸建て	1棟
飯室住宅	浦川原区 飯室	6	昭和63年度	同	同	1棟
同	同	4	同	同	1棟4戸建て	1棟
メゾン上池田	浦川原区 顕聖寺	12	平成5年度	鉄筋コンクリート造4階建て	1棟12戸建て	1棟
メゾン山崎	浦川原区 中猪子田	12	平成10年度	鉄筋コンクリート造5階建て	同	1棟
押切住宅	大島区岡	10	昭和59年度	簡易耐火2階建て	1棟10戸建て	1棟
宮ノ崎住宅	同	6	平成元年度	木造2階建て	1棟6戸建て	1棟
大島住宅	大島区大 島	6	平成5年度	同	同	1棟
大平住宅	大島区大 平	6	平成7年度	同	同	1棟
柳島住宅 1号棟	牧区小川	4	平成元年度	木造2階建て	1棟4戸建て	1棟
柳島住宅 2号棟	同	4	平成2年度	同	同	1棟
臨海住宅	柿崎区直 海浜	20	昭和56年度	簡易耐火2階建て	1棟5戸建て	4棟
木崎山住宅	柿崎区川 井	10	昭和58年度	木造2階建て	1棟1戸建て	10棟
同	同	10	昭和59年度	同	同	10棟
米山住宅	柿崎区柿 崎	5	昭和60年度	同	同	5棟
同	同	5	昭和61年度	同	同	5棟

稲場先住宅	吉川区原之町	6	昭和51年度	簡易耐火2階建て	1棟6戸建て	1棟
同	同	4	同	同	1棟4戸建て	1棟
同	同	6	昭和52年度	同	1棟6戸建て	1棟
同	同	4	同	同	1棟4戸建て	1棟
三和住宅	三和区神明町	4	平成2年度	木造2階建て	1棟2戸建て	2棟
同	同	4	平成4年度	同	同	2棟
同	同	2	平成8年度	同	同	1棟
同	三和区日和町	4	平成15年度	同	同	2棟
同	同	4	平成18年度	同	同	2棟
同	同	2	平成19年度	同	同	1棟
旭住宅	名立区名立大町	6	平成3年度	同	同	3棟
同	同	6	平成8年度	同	同	3棟
同	同	8	平成14年度	同	同	4棟

別表第2（第2条、第42条関係）改良住宅

名称	所在地	戸数	家賃月額	建設年度	構造等
南新町改良住宅	南新町	65	7,000円	昭和43年度	中層耐火5階建て 1棟65戸建て 1棟
同	同	45	7,500円	昭和44年度	同 1棟45戸建て 1棟
同	同	10	3,600円	同	同 店舗
同	同	68	7,800円	昭和45年度	同 1棟68戸建て 1棟
同	同	68	8,200円	昭和46年度	同 同 1棟
同	同	24	8,000円	昭和47年度	中層耐火4階建て 1棟24戸建て 1棟



東荒井特定公共賃貸住宅	牧区荒井	2	3LDK	36,000円	平成15年度	木造2階建て 1棟1戸建て 2棟
		2				木造平屋建て 1棟1戸建て 2棟
		4		38,000円	平成18年度	木造平屋建て 1棟1戸建て 4棟
南川特定公共賃貸住宅	頸城区松本	28	3LDK	50,000円	平成15年度	中層耐火4階建て 1棟32戸建て 1棟
		4	2LDK	38,000円		
ハイツ桜咲	吉川区大乘寺	8	3LDK	41,000円	平成13年度	木造2階建て 1棟4戸建て 2棟
		8			平成14年度	同
平成特定公共賃貸住宅	清里区平成	4	2LDK	35,000円	平成15年度	木造2階建て 1棟2戸建て 2棟

別表第3の2（第2条、第44条の5関係）特定公共賃貸住宅その2

名称	所在地	戸数	家賃月額				建設年度	構造等	
			区分			間取り			部屋の向 き
			部屋のある階	部屋の向 き	部屋の向 き				
港町特定公共賃貸住宅	港町二丁目	4	3LDK	2階から5階 まで	北東	54,000円	平成13 年度	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造14階建て 1棟35戸建 て 1棟	
		4			南東	57,000円			
		7		6階から12階 まで	北東	57,000円			
		7			南東	60,000円			
		1	3LDK (メゾネ ット)	13階及び14 階	北東	67,000円			
		2			2階から5階 まで	北西			45,000円
		2		南西		48,000円			
		4		6階から12階 まで	北西	48,000円			
		3			南西	51,000円			

		1	2LDK (メゾネット)	13階及び14階	南西	72,000円		
--	--	---	-----------------	----------	----	---------	--	--

別表第4 (第2条、第44条の7の6関係) 市営賃貸住宅

名称	所在地	戸数	家賃月額	建設年度	構造等
山中住宅	安塚区安塚	1	20,000円	昭和58年度	木造平屋建て 1棟1戸建て 1棟
コーポや すづか	同	10	34,000円	平成15年度	木造2階建て 1棟10戸建て 1棟
朝日ハイ ツ	柿崎区柿崎	8	31,000円	平成10年度	同 1棟8戸建て 1棟
さくらハ イツ	中郷区二	10 (2DK)	30,000円	平成9年度	鉄筋コンクリート造4階建て一部3階建て 1棟16戸建て 1棟
	本木	6 (1DK)	20,000円		
旭第二住 宅	名立区名立大町	6	21,000円	平成3年度	木造2階建て 1棟6戸建て 1棟

別表第5 (第44条の12関係)

名称	所在地	駐車場使用料月額
六ノ辻住宅	仲町六丁目	2,900円
南新町住宅	南新町	3,200円
中通住宅	中通町	3,000円
子安住宅	子安	2,900円
安江住宅	安江三丁目	2,500円
東雲町住宅	東雲町一丁目	2,900円

南本町住宅	南本町三丁目	2,800円
旭住宅	名立区名立大町	1,575円
南新町改良住宅	南新町	1,300円
黒井特定公共賃貸住宅	大字黒井	1,900円
春日新田特定公共賃貸住宅	春日新田一丁目	3,100円
南城町特定公共賃貸住宅	南城町一丁目	2,500円
港町特定公共賃貸住宅	港町二丁目	2,300円
板尾特定公共賃貸住宅	安塚区板尾	1,500円
安塚特定公共賃貸住宅	安塚区安塚	1,700円
メゾン山崎	浦川原区中猪子田	1,500円
深沢特定公共賃貸住宅	大島区下達	1,400円
中島特定公共賃貸住宅（世帯用）	大島区大平	1,500円
中島特定公共賃貸住宅（単身用）	大島区大平	1,500円
小川特定公共賃貸住宅	牧区小川	1,400円
東荒井特定公共賃貸住宅	牧区荒井	1,500円
南川特定公共賃貸住宅	頸城区松本	2,100円
ハイツ桜咲	吉川区大乘寺	1,600円
平成特定公共賃貸住宅	清里区平成	1,700円
朝日ハイツ	柿崎区柿崎	2,000円
さくらハイツ	中郷区二本木	1台目 無料 2台目 3,000円